⑹3　為替管理上の取扱い
　分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
⑹4　本邦における代理人
　本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第９条第１項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
⑹5　裁判管轄等
　当該届出に係る外国投資証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
⑹6　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑹7　運用体制
　資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
　なお、投資運用の意思決定機構及び投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況については、特に詳細に記載すること。
⑹8　大株主の状況
　有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に５名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。
⑹9　役員の状況
　有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。
⑺0　事業の内容及び営業の概況
　資産運用会社が複数の外国投資法人に係る資産の運用をしている場合には、全ての外国投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国投資証券１単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国投資法人について記載すること。
⑺1　名称、資本金の額及び事業の内容
　資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
⑺2　関係業務の概要
　運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。
⑺3　資本関係
　外国投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。
⑺4　外国投資法人の経理状況
　ａ　財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するものを該当する財務書類に添付すること。
　ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
　ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
　ｄ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第５項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。
⑺5　貸借対照表
　最近２計算期間（財務諸表等規則第６条に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近計算期間。⑺6ａ、⑺7及び⑺8において同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。
⑺6　損益計算書
　ａ　最近２計算期間に係る損益計算書について記載すること。
　ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。
⑺7　金銭の分配に係る計算書
　最近２計算期間に係る金銭の分配に係る計算書について記載すること。
⑺8　キャッシュ・フロー計算書
　最近２計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書について記載すること。
⑺9　投資有価証券明細表等
　投資法人の計算に関する規則第80条第１項に規定する附属明細書に準じて記載すること。
⑻0　外国投資法人の現況
　有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
⑻1　販売及び買戻しの実績
　有価証券届出書提出日の直近10計算期間（６月を１計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
⑻2　投資法人制度の概要
　届出に係る外国投資法人の属する国、州等における外国投資法人に関する制度全般にわたり、外国投資法人の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、投資主の権利の差異等その概要について記載すること。
⑻3　外国投資証券の様式
　当該届出に係る外国投資証券の様式及び券面に記載される事項（振替外債にあっては、その旨及び社債等振替法第127条において準用する社債等振替法第69条第１項各号（第５号及び第６号を除く。）に掲げる通知事項）の内容について記載すること。
⑻4　その他
　当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
⑻5　組織再編成（公開買付け）に関する情報
　外国投資証券に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第27条の３第１項に規定する公開買付けをいう。）につき外国投資証券をその買付け等（法第27条の２第１項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第27条の４第１項の規定により当該公開買付けに係る公開買付届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部　証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」⑴から⑼までに準じて記載すること。

第四号の四の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成　　年　　月　　日
【発行者名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
【本店の所在の場所】	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿